**令和５年度　宮崎市所管スポーツ施設年間調整について**

**１　申込書受付期間**

　　　令和4年12月1日（木）～　令和5年１月10日（火）　消印有効（郵送の場合）

**２　年間調整で取り扱う行事**

（1）　公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。

（2）　年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来たす行事とします。

（3）　競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの２区分以上を連続して、使用する行事とします。

（4）　宮崎市及び（公財）宮崎市スポーツ協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含みますが、この場合には、２区分以上の使用制限はありません。

　　　注）「宮崎市民体育大会」については、（公財）宮崎市スポーツ協会が一括して申込みをしますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

**3　対象施設**

|  |  |
| --- | --- |
| （Ａ）スポーツランド推進課所管 | （Ｂ）公園緑地課所管 |
| ・生目の杜運動公園　・久峰総合公園・清武総合運動公園　・田野運動公園・天ヶ城公園　　　　・総合体育館・北部土地区画整理事業記念体育館・南部土地区画整理事業記念体育館・佐土原体育館　　　・佐土原西体育館・田野体育館・Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館・清武体育館・加納スポーツセンター・サンスポーツランド高岡・佐土原西運動広場 | ・阿波岐原森林公園国際海浜エントランスプラザ多目的広場、テニスコート・萩の台公園軟式野球場、多目的スポーツ広場・大淀川市民緑地（田吉地区）軟式野球場、ソフトボール場、サッカー、多目的グラウンド・大淀川市民緑地（大塚地区）多目的広場・大淀川市民緑地（下小松地区）多目的広場、サッカー、ソフトボール場、軟式野球場・出水口公園ソフトボール場、野球場・山内川緑地ラグビー場、軟式野球場 |

**4　調整基準**

　　同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

|  |  |
| --- | --- |
| 順　位 | 基準 |
| 第１順位 | ・プロスポーツキャンプ、試合等 |
| 第２順位 | ・全国及び九州規模のスポーツ大会等・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等・市、市スポーツ協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等 |
| 第３順位 | ・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等（※）・県主催のスポーツ大会等 |
| 第４順位（Ｂ）施設は対象外 | ・上記以外 |

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より

参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チ

ームで行う招待試合や大会も該当しない。

**5　仮予約通知、申込取消及び変更等**

（1）　令和5年2月上旬（第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分）

　　　　 令和5年3月上旬（6月以降分）

　　　　　※上記郵送にて通知します。

（2）　仮予約後の取消申し出は、使用月の３か月前の末日までとします。

　　　　　【例】使用月８月で仮予約後の取消申し出は、５月末までに行うことになります。

（3）　仮予約通知書の申請期限は、使用月２か月前の18日までです。使用料同時納付となります。

　　　　【例】使用月９月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。

期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。

　　　（使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願いします。）

（4）　使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、
別表（次ページ）のとおりとなります。

　　　 なお、上記（3）の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。

**【別表】**

　使用許可申請（使用料納入）後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設区分 | 条　　　件 | 還付の割合等 |
| **体育館** | 使用日の１４日前までに届出の場合 | 納付使用料の８割を還付 |
| 使用日の７日前までに届出の場合 | 納付使用料の５割を還付 |
| 使用日の６日前までの届出の場合 | 還付なし |
| **運動公園** | 使用日の１５日前までに届出の場合 | 納付使用料の５割を還付 |
| 使用日の１４日前までの届出の場合 | 還付なし |

　※　還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

　　上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例（体育館の場合）、宮崎市都市公園条例（運動公園の場合）に規定されています。

**●　体育館の利用取消の例**

**「使用日の７日前までに届出の場合」とは？**

<期間の遡及計算>

　　**体育館の使用日が９月10日の場合　・・・・・　７日前とは、９月２日です。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **届****出****日** | ７日前 | ６日前 | ５日前 | ４日前 | ３日前 | ２日前 | １日前 | **使****用****日** |
| 9/1 | **9/2** | 9/3 | 9/4 | 9/5 | 9/6 | 9/7 | 9/8 | 9/9 | **9/10** |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 起算日 |  |

　利用取消の届出日と使用日の間に、**７日間**必要となります。